

平成25年度 事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	固定資産税等課税事務(土地)						継続		
コード	24	-	07	-	01	-	00	予算事業名	固定資産税等課税事務
担当部署	政策財支部	資産税課			土地担当		予算事業コード	会計 10 款 02 項 02 目 02	

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)		位置付けなしの場合	法令による実施義務	義務
基本目標(章)	共通	協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進	実施計画事業名	なし
方向性(節)	2節	行財政改革の強力な推進	個別計画等の名称	なし
施策	3	財源の確保	当事業に関連する事務事業	固定資産税等課税事務(家屋) 固定資産税等課税事務(償却資産)
細施策	1	積極的な財源の確保		
事業実施の根拠となる法令・条例等	地方税法、川越市税条例			

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	地方税法第343条及び第702条に基づき、市財政における基幹税目として、固定資産(土地)を有する納税義務者の理解や信頼の確保を図りながら、適正かつ公平な固定資産評価に基づく賦課と安定した財源の確保を目指す。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	固定資産の新規異動分(権利異動、分合筆)の調査、路線価データ、用途地区、状況類似地域、標準宅地等の見直し、所要の補正の精査等を、3年に一度の評価替えのサイクルの中で行い、適正な評価をし、課税を行う。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額	47,945	79,242	45,550	43,905	74,192	
(25年度予算額大幅増/減の理由)	平成25年度においては、3年に1度委託する平成27年度評価替え標準宅地鑑定評価(本鑑定)業務委託及び評価替え鑑定評価時点修正等業務委託を予算化したため、予算額が大幅に増加した。					
事業費 A	36,323	76,094	42,289	33,251	74,192	39,902
人件費 B	54,441	58,696	63,979	58,696	58,696	58,696
総コスト(C=A+B)	90,764	134,790	106,268	91,947	132,888	98,598
正規職員(1年間の従事人数)	7.42人	8.00人	8.72人	8.00人	8.00人	8.00人
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金 D						
その他特定財源 E						
市の財政負担(=C-D-E)	90,764	134,790	106,268	91,947	132,888	98,598

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含まれます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値
成果 調定金額(固定資産税 土地)	円	10,492,027,777	10,482,480,939	10,430,285,768	10,444,316,121	10,200,174,000	年度
指標の定義・説明		税目別調定額(現年度分)					
成果 調定金額(都市計画税 土地)	円	1,770,513,994	2,193,077,427	2,169,317,765	2,585,001,004	2,527,437,000	年度
指標の定義・説明		税目別調定額(現年度分)					
指標の定義・説明		年度					
指標の定義・説明		年度					
指標に基づく評価	固定資産税(土地)においては、地価等の影響により調定額の増加が見込めないことから、適正かつ公平な資産評価に基づく賦課をより厳密に行い、財源の確保に取り組んでいくこととする。						

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	効率性に課題
固定資産税(土地)の賦課事務においては、使用するデータが財産に関わる個人情報であることから民間等に業務を委託するには限界があり、また、その作業については限られた人員、限られた期間の中で大量評価を実施せざるを得ないことで、人件費等のコスト面及び課税資料の整備に係る効率性は低いといえる。しかし、平成18年度GISによる固定資産評価システムが導入され固定資産評価(土地)に係る業務時間の短縮及び人員の削減といったコスト削減が図られたことから、今後も引き続き取り組んでいく必要がある。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	
地方税法第343条及び第702条に基づき、継続的かつ安定的な税収を確保する事業であるため、市財政に与える影響は大である。	

平成25年度事務事業評価 方向性提示シート

所管部署		政策財政部				資産税課	土地担当
事務事業名称		24	07	01	00	固定資産税等課税事務(土地)	
今後3年間の方向性	25年度	継続					
	26年度	継続					
	27年度	継続					